

## 平成28年度より定期予防接種費用の償還払いを開始しました

平成28年4月1日以降の接種分より、保護者の里帰り出産等のやむをえない事情で、恩納村と委託契約をしていない医療機関で定期予防接種を受ける場合、接種費用の全部または一部を償還払いで助成します。

※償還払いを受けるには、事前に申請が必要です。

### 対象者

接種日時点で恩納村に住所を有し、次のいずれかに該当する者

- (1) 保護者の里帰り出産や疾病のため、長期にわたり沖縄本島外に滞在し、恩納村と委託契約している医療機関で定期予防接種を受けることが困難な者
- (2) その他、村長が認める者

### 対象となる予防接種

定期予防接種はすべて対象となります

### 対象となる期間

平成28年4月1日以降の接種分から

### 償還払いの上限額

予防接種にかかった費用と恩納村及び公益社団法人北部地区医師会との間で締結している費用のうち、いずれか少ない額

### 申請方法（償還払いまでの流れ）

沖縄本島外の医療機関で予防接種を受けることが決まったら・・・

(1) 「予防接種依頼書交付申請書」に必要事項を記入し、福祉健康課母子保健係窓口へご提出ください。窓口申請が困難な場合は電話連絡後、恩納村役場福祉健康課母子保健係宛に郵送してください。

※事前に申請がない場合、償還払いの対象になりません。

(2) 1の申請内容を確認後、恩納村より「予防接種実施依頼書」を交付し、接種予定の医療機関へ送付します。

(3) 接種後、「予防接種費用償還払申請書兼請求書」に下記の必要書類を添えて、福祉健康課母子保健係窓口へご提出ください。

※接種日の翌日から起算して1年以内に申請してください。

期日より遅れた場合は、償還払いいたしかねます。

**※必要書類**

- 医療機関の領収書の原本（予防接種の種類と金額がわかるもの）
- 予診票の原本または写し（医療機関より村へ送付される場合もあります）
- 予防接種の記録を確認できる親子健康手帳（母子手帳）
- 振込先通帳の写し